大分県生活環境の保全等に関する条例施行規則の主な改正概要

項目	新		旧			
	燃料の燃焼能力 50L/h 以上		伝熱面積 10m ² 以上又は燃料の燃焼能力 50L/h 以上			
ボイラーの届出の規模要件	伝熱面積 (m ²) 規制対象外 バイオマス燃料のボイラーなど 規制対象外	規制対象 規制対象 小型ボイラー	伝熱面積(m²) 10	規制対象 バイオマス燃料 のボイラーなど 規制対象外	規制対象 規制対象 小型ボイラー	
改質器※1の窒素酸化物	①排出ガス量 4 万 m³/h 以上	1 回以上/5 年	①排出ガス量 4 万 m³/h 以上		1回以上/2月を超えない作業期間	
及びばいじんの測定頻度	②排出ガス量 4 万 m³/h 未満		②排出ガス量 4 万 m³/h 未満		2 回以上/年	
ガスを専焼させる施設の	①排出ガス量4万 m³/h 以上	1 回以上/5 年	①排出ガス量 4 万 m³/h 以上		1回以上/2月を超えない作業期間	
ばいじんの測定頻度	②排出ガス量 4 万 m³/h 未満		②排出ガス量 4 万 m³/h 未満		2 回以上/年	
受理書	廃止			3 号様式		

^{※1} 水蒸気改質方式の改質器であって温度零度及び圧力一気圧の下における水素の製造能力が毎時千立方メートル未満の施設(気体状の燃料及び原料のみを使用する ものに限る。)並びに燃料電池用改質器